

●香川県告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、丸亀市長から届出があった。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

丸亀市富士見町二丁目	丸亀市富士見町二丁目997番7、997番16、997番150から997番153まで、997番162、997番165から997番167まで、997番202、997番203、997番368、997番388、997番392、997番407、997番428、997番470、999番58、1000番、御供所町二丁目27番4、27番5、27番41、27番52、27番53、27番55、27番67、33番、北平山町二丁目21番10、210番1、港町147番3、147番4の地先の公有水面埋立地
------------	--